

## 事業評価書（事前・事後）

平成 18 年 8 月

評価対象（事業名）	要介護認定実態調査事業	
担当部局・課	主管部局・課	老健局老人保健課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	9	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	4	介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
	I	介護保険制度の適切な運営を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
<p>要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、同じ状態にあるものは同じ要介護度となる客観性の確保が重要であるが、当該客観性を確保するためには、二次判定（介護認定審査会）が適切に行われる必要がある。しかしながら、一次判定結果（コンピューター）を二次判定で変更する割合は、地域（市町村）によって様でない。</p> <p>このため、本事業は、市町村における要介護認定の実態、特に、平成 18 年 4 月施行の介護保険制度改正に伴い導入された新たな要介護認定手法（状態の維持・改善可能性に係る審査判定の導入等）による要介護認定が適切に実施されているかを調査・把握し、その適正化・平準化の観点から検証を行い、得られた結果について、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成に反映させることで、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正し、もって要介護認定の客観性を確保することを目的とする。</p>				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
—	5 6	1 3	—	4 3

## (3) 問題分析

## ①現状分析

要介護認定は、コンピューターによる一次判定と、介護認定審査会による二次判定によって行われているが、一次判定結果を二次判定で変更する割合には、地域差があ

る。

なお、平成18年4月施行の介護保険制度改正に伴い、新たな要介護認定手法が導入されている。

## ②問題点

要介護認定における二次判定の判断基準は全国共通であるが、その解釈において地域差が生じている。

## ③問題分析

要介護認定における二次判定の判断基準の解釈における地域差や、認定調査において認定調査員が記載し、二次判定の参考資料となる「特記事項」の記載の在り方に係る地域差を解消するため、当該判断基準の解釈の平準化に向けて、本事業による調査を通じ、市町村における要介護認定の実態を把握し、検証することが有用である。

## ④事業の必要性

要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、同じ状態にあるものは同じ要介護度となる客観性の確保が重要であるが、当該客観性を確保するためには、特に最終判定である二次判定（介護保険審査会）が適切に行われる必要がある。このため、引き続き、本事業により、市町村における要介護認定の実態を調査し、得られた結果について、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成に反映させることで、事例の解釈を共通化し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正し、もって要介護認定の客観性を確保する必要がある。

## (4) 事業の目標

目標達成年度	—					
政策効果が発現する時期	実施以降、一定期間経過後に、随時効果の発現が見込まれる。					
アウトプット指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
実態調査件数	—	—	3,190	3,100	—	—
(説明) 当該実態調査を実施した件数。	(モニタリングの方法) 事業実績報告によるモニタリング。					

## 2. 評価

### (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 要介護認定は、介護保険の給付の条件であることから、本事業の実施により、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差の解消を図るため、市町村における要介護認定の実態を調査し、検証することには、一定の公益性がある。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由)			

本事業は、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差の解消を図るため、市町村における要介護認定の実態を調査し、得られた結果について、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成に反映させるものであり、国として実施する必要がある。

民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
-------------	---------------------------------------	----------------------------

(理由)

本事業による実態調査については、外部委託により実施されている。

緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
--------	---------------------------------------	----------------------------

(理由)

平成18年4月施行の介護保険制度改正に伴い、新たな要介護認定手法が導入されたことから、要介護認定の適正化・平準化に資するための基礎資料を得るためにも、本事業は、引き続き実施していく必要がある。

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路
-------------

別紙参照。

これまで達成された効果、今後見込まれる効果
-----------------------

本事業により、市町村における要介護認定の実態を調査し、得られた結果について、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成に反映することで、事例の解釈を共通化し、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差が是正され、もって要介護認定の客観性を担保しているところである（平成18年7月末現在の報告データによると、平成15年度から平成18年度にかけて、例えば、重度変更率については2.8%の減少が見られている。）。これにより、ひいては介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となっている。

今後とも、引き続き本事業を実施することで、更なる効果の発現が見込まれる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
----------------------

併行して、要介護認定の適正化に向けて、介護認定平準化研修事業等を実施している。

## (3) 効率性

手段の適正性
--------

本事業は、介護保険制度における国及び市町村の適切な役割分担の下で、市町村における要介護認定の実態を調査し、検証することで、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差を是正するものであり、効率的で適正な手段である。

費用と効果の関係に関する評価
----------------

要介護認定は、介護給付の条件であり、本事業の実施により、二次判定による要介護度の変更割合に係る地域差の是正を図ることで、介護保険制度の客観性を確保し、ひいては介護保険制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となっていることから、費用面においても効率的である。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
----------------------------	----------------------------	---------------------------------------

(有の場合の整理の考え方)

併行して、要介護認定の適正化に向けて、介護認定平準化研修事業等を実施している。

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、今後の本事業の実施手法等について検討する。

なお、本事業は、新たな要介護認定手法の導入等によって市町村における実態を調査、検証する必要があるとき、所要の予算を要求するものである（H19予算概算要求はなし）。

### 3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

国において要介護認定調査検討会を開催し、学識経験者等の意見を参考にして、二次判定指標の作成の検討や、認定調査マニュアル等の研修資料、介護認定審査会運営要綱等の通知等の作成を行っている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。

# 要介護認定円滑・適正実施推進事業イメージ

